

父が認知症となり、自分では財産を管理できない状態。成年後見人を立てることを考えているが、在宅介護なので日々のお金の出し入れが多く、支障が生じないか不安。



成年後見人は家庭裁判所が選任する。もちろん

家族もなれるが、近年は家族が後見人となった際の不正行為を懸念し、弁護士など第三者が選ばれるケースが多いという。第三者が後見人になったら、家族の意向といえど財産を動かすことはできない。

その点、より手軽な選択肢として「家族信託」を提案するのは、家族信託コンサルタントの横手彰太氏だ。

「家族信託を利用し親子間で契約を結ぶことで、本人が認知症になっても子の権限によって財産を管理、運営、売却できます」

家族信託は財産全てを子が管理するわけではない。財産の一部を指定して信託契約を結び、信託された財産は、本人の財産とは分けて管理される。

「たとえば親に三千万円の資産がある場合、二千万円は本人名義のまま残して一千万円を信託財産とし、介護費用や介護に通う子の交通費などに充てる。事前にどんな目的で使うのかを明確にし、それ以外の利用はできません」(同前)

家族信託の手続きは、コンサルタントや司法書士などに依頼するのが通常。費用は信託する財産の総額によって変動する。

「平均すると七十万〜百万円程度。継続費用は無料です。成年後見制度は初期費用は十万円程度ですが、弁護士などが後見人

になった場合、継続費用が月に三万〜六万円ほどかかるという違いがあります」(同前)